

労務通信

2019.10月号

テレワークは普及したのか？



◆テレワークを巡る動き

政府は2020年東京オリンピック・パラリンピック開催期間中の交通混雑緩和に向け、7月22日から9月6日の約1カ月間をテレワーク・デイズ2019実施期間と設定し、テレワークの一斉実施を呼びかけました。今年は2,885団体が参加し、昨年の1,682団体を大きく上回りました。多様な働き方を実現する働き方改革の切り札としても関心を集めているテレワーク制度ですが、労働者たちにテレワークという働き方は広まったのでしょうか。株式会社ワークポートは、全国の転職希望者413人を対象にアンケート調査を行いました。

◆約90%がテレワーク経験なし

対象者に、「現在の会社（直近の会社）はテレワークを導入しているか」聞いたところ、「いいえ」と回答した人が68.8%、「わからない」が13.1%、「はい」が18.2%となり、テレワーク導入率の低さが明らかになりました。また、「これまでにテレワークをしたことがあるか」という質問には、約90%が「いいえ」と回答しました。テレワークが普及したとはいえないのが実状のようです。

◆テレワークをしたいと回答した人は70%以上

一方、「テレワークをしたいと思うか」という質問では、「思う」「どちらかといえば思う」と回答した人は合わせて73.6%でした。理由としては、通勤時間をカットしてプライベートを充実させたいとの意見が多く挙げられました。また、働き方の多様化を支持する意見も散見され、さまざまなライフスタイルに合った働き方を望む声が見られました。普及状況に対し、労働者からの希望が高いことがうかがえます。

◆テレワーク制度の可能性

今後、テレワークが広く普及することになれば、多くの人が感じている朝の通勤ストレスを大幅に解消することができ、また災害発生時の企業対応としても有効な手段となるでしょう。テレワークを含めた柔軟な働き方が容認されることによって働き手の幅も広がると考えられ、今まで何らかの理由で働くことができなかった層に対し就業の機会を創出することが可能となります。人材確保の点からも検討すべき制度だといえそうです。

法改正情報

◆最低賃金が改定されます！（広島県は令和元年10月1日より改定）

全都道府県で最低賃金が改定されます。お住まいの地域、勤務先の地域別最低賃金額にご注意ください。なお、広島県の最低賃金は、令和元年10月1日より、昨年度から27円引き上げの時間額871円となります。

広島県の最低賃金

時間額 844円

（令和元年9月30日まで）



871円

（令和元年10月1日から）

◎地域別最低賃金の全国一覧はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/

助成金情報

カムバック支援助成金 （再雇用者評価処遇コース）

妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤等を理由として退職した者の再雇用を考えている事業主の方へお得な助成金情報です。退職前の勤務実績等を評価し、処遇の決定に反映させることを明記した再雇用制度を導入し、希望者を再雇用した事業主に支給されます。

【支給要件・対象となる労働者】

- ◆再雇用制度に基づき、離職後1年以上経過している対象者を再雇用し、無期雇用者として6か月以上継続雇用していること。
- ◆支給対象事業主または関連事業主の事業所を退職した日の前日において、雇用保険被保険者としての期間が1年以上あること。

【支給額】※1事業主あたり5人まで支給

再雇用人数	中小企業	中小企業以外
1人目	38万円<48万円>	28.5万円<36万円>
2～5人目	28.5万円<36万円>	19万円<24万円>

※<>内は生産性要件を満たした場合の額

詳しい支給要件、手続等については、厚生労働省HPをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/

合同労務・合同労働保険事務組合 <https://www.godo.gr.jp/roumu/>

〒730-0051 広島市中区大手町5-17-13 TEL:082-504-0504, FAX:082-504-0505